

だれもが住みたくなる
福祉滋賀のまちづくり
を目指して

だれもが住みたくなる
福祉滋賀のまちづくり条例
の概要



だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり

あらゆる人々が個人として尊重され、住み慣れた家庭や地域社会でいきいきと生活し、完全参加と平等を享受できる社会こそが私たちが目指すべき社会です。

こうした社会を実現するためには、県民一人ひとりが社会に積極的に関わるとともに、県、県民および事業者が協働して、だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことのできる福祉のまちづくりを進める必要があります。

このため、滋賀県は平成6年10月に「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」を制定しました。

さらに、条例制定後の少子高齢化の進展、障害者・高齢者等の社会参加意識の高まりなどの社会情勢の変化や、ユニバーサルデザインへの関心の高まり等を踏まえ、平成16年8月、内容を大幅に見直し、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」として改正しました。

だれにとっても暮らしやすい社会の実現のために

だれもが地域で安心して生活を営むために大切なことは、一人ひとりが尊重され、互いを思いやる心を持つことです。

生活を営むうえで行動範囲が広がっていくことは、心豊かな生活につながります。このため、多数の人が利用する施設や、道路、駅などをだれもが利用できるようにする必要があります。

福祉用具や使いやすい物品は、生活の質の向上や社会参加に必要なものです。このため、利用者の視点に立った福祉用具や、だれもが使いやすい物品の開発や普及を進める必要があります。

住み慣れた地域社会でいきいき生活するためには、必要な情報がだれでも手に入れることができるようになります。

「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、県、県民および事業者などが一体となってだれもが暮らしやすい社会の実現を目指します。

ユニバーサルデザインとは

すべての人が、またどのような状態の時でも利用可能なように、はじめから考えて計画し、実施するとともに、その後もさらに良いものに変えていくという考え方です。

だれもが安心して施設を利用するため 整備する前に届出が必要です

公益的施設等

多数の人が利用する建築物、道路、公園、駐車場、公共交通機関の施設です。

高齢者、障害のある人をはじめだれもが安全かつ快適に利用できるように配慮することが求められています。

特定施設

公益的施設等のうち一定規模以上のもので、整備基準に基づいて整備することが求められています。新築や改築などを行う前に届出が必要です。

公益的施設等と特定施設の一覧

区分	公益的施設	特定施設
建築物	病院・診療所など	すべてのもの
	身体障害者更生援護施設、老人福祉施設など	
	社会福祉施設（上記を除く）	
	公会堂・集会場	
	図書館・博物館など	
	金融機関など（銀行、信用金庫、農協など）	
	郵便局	
	公益事業（電気、ガス、電話事業）の事務所	
	劇場・映画館など	
	公衆便所	
	火葬場	
	学校、専修学校、各種学校など	
	官公庁舎など	
	工場	見学施設を有するもの
	コンビニエンスストア	用途面積が 100 m ² 超のもの
	自動車教習所、学習塾など	用途面積が 200 m ² 超のもの
	購買施設など（百貨店、マーケットなど）	
	サービス施設（理容所、旅行代理店など）	
	飲食店、キャバレー、料理店など	
	公衆浴場	用途面積が 300 m ² 超のもの
	体育館、ボーリング場など	用途面積が 1,000 m ² 超のもの
	ホテル、旅館など	
	展示場	
	遊技場	
	自動車車庫	法律事務所などで用途面積が 3,000 m ² 超のもの
	事務所	
	共同住宅、寄宿舎、下宿	
	複合用途施設（2以上の用途に供する建築物）	用途面積が 1,000 m ² 超のもの
道路	国道、県道、市町村道	すべてのもの
公園	都市公園、植物園、遊園地、社寺・史跡など	
駐車場	路外駐車場	駐車部分が 500 m ² 以上のもの
公共交通機関の施設	駅の施設	すべてのもの
	港湾の施設	

だれもが安心して施設を利用する

階段・廊下

- 表面は滑りにくい材料で仕上げてください。
- 階段には手すりを設けてください。
- 段は容易に識別しやすいものにしてください。
- 階段の前後の廊下や踊場には点字ブロックを設置してください。
- 主たる階段には、回り段を設けないでください。



トイレ

- 多数の人が利用するトイレを設ける場合は、車いす使用者が利用できる便房を設けてください。
- 車いす使用者便房は、腰掛便座、手すりなどが適切に配置され、洗浄装置は操作が容易なものにしてください。
- オストメイトに対応した洗浄設備を設けてください。（＊）
- 乳幼児いす、おむつ替えのできる設備を設けてください。（＊）

*2,000㎡を超える一定の施設および公衆便所

駐車場

- 車いす使用者駐車スペースを全駐車台数に応じて設けてください。
- 車いす使用者駐車スペースの幅は350cm以上取ってください。
- 車いす使用者駐車場は、建物の出入口に近い部分に設けてください。



出入口

- 1以上の出入口の幅は、80cm以上としてください。
- 戸を設ける場合は、自動ドアか車いす使用者が容易に開閉して通行できるドアにし、戸の前後には高低差を設けないでください。

ため整備基準が設けられています



エレベーター

- 出入口の幅は、80cm以上としてください。
- 奥行きは135cm以上とし、側板には手すりを設けてください。
- 制御装置は車いす使用者が利用しやすい位置に設けてください。
- かご内には、鏡を設置してください。
- 乗降ロビーは、高低差がないものとし、幅と奥行きは150cm以上としてください。

案内標示等

- 高さや文字の大きさ、標示などは、見やすく理解しやすいものにしてください。
- 点字による表示など視覚障害者が利用しやすいものにしてください。
- 必要に応じ、かな、ローマ字、絵などによる見やすい表示をしてください。



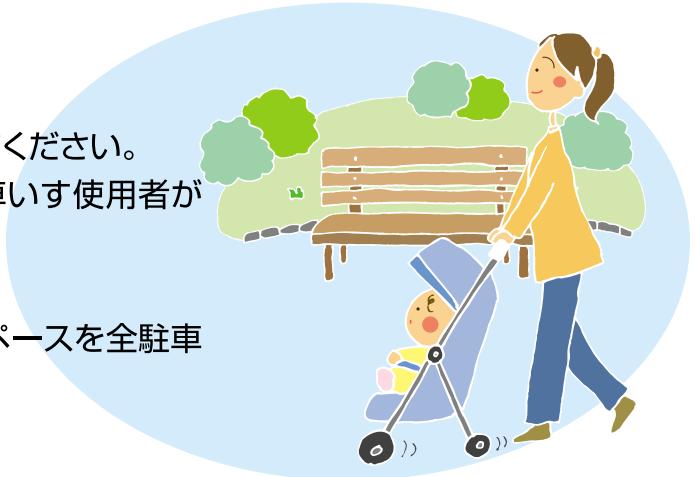
道路（歩道）



- 幅員は車いす使用者が円滑に通行できるものとしてください。
- 蓋装は、平たんで、滑りにくく、水はけの良い仕上げにしてください。
- 歩道と車道の交差部の段差は、2cmを標準としてください。
- 必要に応じ点字ブロックを敷設してください。

公園

- 主要な園路の表面は滑りにくい材料で仕上げてください。
- 多数の人が利用するトイレを設ける場合は、車いす使用者が利用できる便房を設けてください。
- ベンチを設けてください。
- 駐車場を設ける場合は、車いす使用者駐車スペースを全駐車台数に応じて設けてください。



みんなで取り組む福祉のまちづくり

県民のみなさまへ

- 福祉のまちづくりに理解と協力をお願いします。
- 高齢者や障害のある人などに配慮された施設などを大切にしてください。

事業者のみなさまへ

- 県が行う福祉のまちづくりに関する施策への協力をお願いします。
- 公益的施設等（多数の人が利用する建築物、公園などの施設）を新築や改修などをする場合は、高齢者や障害のある人などが利用しやすいように配慮してください。
- 特定施設（公益的施設のうち一定規模以上のもの）の新築などをする時は、特定施設整備基準に基づき整備し、事前に届出をしてください。
- 住宅を供給する事業者の方は、高齢者や障害のある人などに配慮された住宅の供給に努めてください。

県の役割

- 福祉のまちづくりに関して、基本的な施策を策定し、推進します。
- 県の施設等を、高齢者や障害のある人をはじめだれもが安心かつ快適に利用できるようにします。
- 施策を実施するための指針を策定し、福祉のまちづくりを総合的に進めます。

県の施策の基本事項

- 福祉のまちづくりの学習および啓発活動の推進
- 移動、交通対策の推進、公益的施設等の整備の促進および整備に関する情報の提供
- 県民総ボランティアの推進
- 視聴覚に障害のある人に対する情報提供手段の充実
- 住宅対策の推進
- 福祉用具の使いやすさの向上の技術的な支援および普及
- すべての人が利用できる物品の研究開発の促進

滋賀県健康福祉部健康福祉政策課

大津市京町4-1-1

Tel.(077) 528-3519 Fax.(077) 528-4850